

平成25年度 第1回足立区労働報酬審議会 議事概要

開催日時 及び 場所	平成25年11月26日（火） 午後2時50分～ 午後5時10分 足立区役所11階 入札室
出席委員	渡部典子 委員 澤江紀子 委員 田中克己 委員 設楽潔 委員 伊藤好麿 委員 中村修一 委員
審議案件	平成26年度 労働報酬下限額について
議事概要	
○ 会長及び副会長の選出について	○ 委員の互選により、会長に渡部委員を選出し、会長の指名により、澤江委員を副会長に選出。
○ 質問について	○ 平成26年度労働報酬下限額について、区長代理として総務部長から会長へ質問書を提出。
○ 会議の公開について	○ 労働報酬下限額に関わる事については、率直な意見の交換を促すために非公開としたほうが良いのではないか。（会長） —各委員了承—
○ 労働報酬下限額について（説明）	○ 事務局にて以下の点を説明 ・公契約条例の適用範囲（案）について ・工事又は製造の請負の契約に係わる労働報酬下限額の勘案基準について ・工事又は製造の請負以外の請負の契約及び指定管理協定に係わる労働報酬下限額の勘案基準について ・他自治体の状況について
○ 労働者の区分について	○ 工事又は製造の請負の契約に係わる「熟練労働者・一人親方」と「熟練労働者以外の者」の労働報酬下限額の区分について ・実際の工事現場では、熟練工と未熟練工の区別があるため、下限額についても分けた方が良い。（委員） ・「熟練労働者・一人親方」と「熟練労働者以外の者」を分けずに一律公共工事設計労務単価の90%としていただきたい。熟練労働者以外の者は、公共工事設計労務単価の「普通作業員」「軽作業員」に該当すると考える。（委員） ・熟練労働者とそれ以外の者が同じ下限額を適用すると、現場で戸惑うことが予想される。（委員） ・実際の現場で、経験年数や技術水準等で、熟練労働者と熟練労働者以外の者が線引きできるのであれば、分けた方が良い。（委員） ・工事又は製造の請負の契約の労働報酬下限額は、熟練労働者・一人親方

	<p>と熟練労働者以外の者に分けることで良いか。 (会長) —各委員了承—</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 業務委託契約、指定管理協定の労働者の区分について <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者等については、最低賃金法の規定で最低賃金の減額措置を適用することができる。労働報酬下限額の対象からも除外となると思うがいかが。 (委員) <p>→法律の規定が条例に優先されるので、労働基準監督署に届出のある者については、下限額の適用除外となる。 (事務局)</p> ・業務委託契約、指定管理協定の労働報酬下限額適用者の除外については法令の規定に準じるということで良いか。 (会長) <p>—各委員了承—</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 労働報酬下限額について <ul style="list-style-type: none"> ○ 工事又は製造の請負の契約の熟練労働者・一人親方の労働報酬下限額について <ul style="list-style-type: none"> ・予定価格の中には、工事に必要な人工分の労務単価が含まれているのか。工事内訳書を確認しても平米単価になっていて確認できない。 (委員) <p>→必要な人工分の労務費を積み上げて予定価格を算定している。 (事務局)</p> ・現状としては、設計労務単価の80%であれば達成できる。1割上げて90%とするのは厳しい現場もあるかもしれない。 (委員) ・建設現場での人手不足が深刻である。この流れに歯止めをかける足がかりになるのであれば、90%に設定する方が良い。 (委員) ・熟練労働者の労働報酬下限額は、平成25年度公共工事設計労務単価に90%を乗じて得た額で良いか。 (会長) <p>—各委員了承—</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 工事又は製造の請負の契約の熟練労働者以外の労働者の労働報酬下限額について <ul style="list-style-type: none"> ・熟練労働者の下限額に70%を乗じて得た額として、最低賃金や業務委託契約の下限額を下回る場合は、業務委託契約の下限額を適用することでいいがいいか。 (委員) ・業務委託契約と工事請負契約は、現場の労働環境が全く異なるため、同一の単価を工事請負契約に適用することには反対である。 (委員) ・熟練労働者の下限額に70%を乗じて得た額として、最低賃金や業務委託契約の下限額を下回る場合は、軽作業員の額を適用することでどうか。 (委員) ・公共工事設計労務単価は職種内容に応じた単価となっている。異なる職種の単価を他の職種の単価として採用することはいかがなものか。 (委員) ・公共工事設計労務単価の職種のうち、最低額の交通誘導員の人材募集を見ると、だいたい日給8,000円から8,500円となっている。実勢価格を反映した額としたい。 (委員) ・熟練労働者以外の労働者については一律とし、軽作業員単価に90%を乗じて得た額に、70%を乗じて得た額（1時間当たり1,008円）で良いか。 (会長) <p>—各委員了承—</p>
--	---

	<p>○ 工事又は製造の請負の契約以外の契約の労働者の労働報酬下限額について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務委託契約と指定管理協定は同額とすることで良いか。 (会長) —各委員了承— ・下限額については、もともと区がやっていた仕事であることを考えると、区職員高卒初任給の基本給を時給換算した額が良い。 (委員) ・臨時職員賃金から交通費相当分を除いた額にこだわる必要はないと思う。 (委員) ・最低賃金や他自治体の額を勘案すると、条例施行1年目は区臨時職員賃金が良い。 (委員) <p>→平成26年度の区臨時職員賃金は、都の最低賃金額の上昇に伴い、改定する予定であるが、未だ議会の承認を得ていないので、労働報酬下限額は平成25年度の金額を勘案基準としたい。 (事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事又は製造の請負の契約以外の契約の労働者の労働報酬下限額については、平成25年度の区臨時職員賃金（事務補助A）と同額の910円で良いか。 (会長) —各委員了承—
○ その他意見	<p>○ 公契約条例の運用にあたり、改善が図られることを要望する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札金額を見積りする中で、図面にあるが内訳書に記載のない工事項目があるため、学校の新築工事等20億円の工事案件を、10日間で正確に見積もるのは難しい。見積期間を延長して欲しい。 ・積算する際の内訳書には各職種の人工数を明記して欲しい。 ・工事又は製造の請負の契約の熟練労働者の労働報酬下限額を公共工事設計労務単価の90%とするのであれば、予定価格の90%未満での入札は失格として欲しい。 ・工事の設計変更について、予算の制約上の理由から工事発注課が協議に応じないため、これまで一般管理費を削って直接工事費にまわしてきたが限界にきている。工事の設計変更に対して柔軟に対応してもらいたい。 ・事業者は労務費を毎月支払うため、入金までの間、立替払いをしている。契約金額の40%で最大2億円までとなっている前払金の支払条件を見直してもらいたい。 <p>○ 今後の課題として要望する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働報酬下限額の実効性を担保するため、予定価格の設定にあたっては、現場実態や積算に精通した技術系職員が、時勢にあった適正価格で積算して欲しい。 ・公契約条例制定の趣旨である労働環境整備について、女性労働者の施設改善と建設業退職金共済のさらなる証紙貼付の徹底、社会保険未加入対策の徹底を図って欲しい。 ・労働報酬審議会委員、区職員、区議会議員などが、公契約条例の適用対象となった工事現場に赴き、建設現場の作業や労働条件、労働環境を確認する機会を設けて欲しい。